

産業廃棄物処理施設等における土石の堆積について

No.	質問	回答
1	最終処分場の埋立区域外で覆土用の土石の堆積を行う場合、許可は必要か。	令和5年9月29日付け「宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）」に記載のとおり、最終処分場の埋立地以外の場所において覆土用の土石の堆積を行う場合、許可不要工事とはなりません。 <u>ただし、本体工事に付随して行われる工事現場外の土石の堆積について、主任技術者等が本体工事と一体的に安全管理可能で、容易に状況を把握し到達できる範囲内（数キロ程度を想定）のものは、「工事現場の付近」の土石の堆積として、許可不要として扱います。</u> <u>なお、本体工事に付随しない土石の堆積については、工事現場の付近であっても、規制対象となりますのでご注意ください。</u>
2	廃棄物処理施設の <u>区域内</u> に、ふるい分け後の土石を堆積する場合、許可は必要か。	令和5年9月29日付け「宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）」に記載のとおり、廃棄物処理施設内で分別処理後の土石を堆積する場合は、許可が必要となります。 <u>ただし、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的にこれを管理する場合、「工事の現場」の土石の堆積として、許可不要として扱います。</u> <u>なお、本体工事に付随しない土石の堆積については、工事現場であっても、規制対象となりますのでご注意ください。</u>

3	廃棄物処理施設の区域 <u>外</u> に、ふるい分け後の土石を堆積する場合、許可は必要か。	廃棄物処理施設外で分別処理後の土石を堆積する場合は、規制対象となります。 <u>ただし、本体工事に付随して行われる工事現場外の土石の堆積について、主任技術者等が本体工事と一体的に安全管理可能で、容易に状況を把握し到達できる範囲内（数キロ程度を想定）のものは、「工事現場の付近」の土石の堆積として、許可不要として扱います。</u> <u>なお、本体工事に付随しない土石の堆積については、工事現場の付近であっても、規制対象となりますのでご注意ください。</u>
---	--	---